

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 5 3 号

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例
相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例(平成 1 7 年相模原市条例第 9 3 号)の一部を次のように改正する。

「

別表第 1 号の表中	4, 8 0 0 円	を
	4, 5 0 0 円	
	2, 4 0 0 円	
	2, 7 0 0 円	
	1, 6 0 0 円	

」

「

5, 6 0 0 円	に改める。
5, 3 0 0 円	
2, 9 0 0 円	
3, 0 0 0 円	
2, 0 0 0 円	

」

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表第 1 号の規定は、令和 9 年 7 月 1 日以後の利用に係る料金につい

て適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。